

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 入札心得

(目的)

第1条 この心得は大阪府が行う大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、入札説明書、質問回答書、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、落札候補者決定基準及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者は、自治令第167条の6第1項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札価格の100分の110に相当する金額(以下「契約希望金額」という。)の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者等^{注)}が欠けることとなったため契約を締結しない場合

注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、第2条第3項に規定する条件等を熟知し、入札書に記名押印のうえ、定められた日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵便による入札をするときは、定められた日時までに発注概要書によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに大阪府に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

(入札金額の記載)

第7条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

(内訳書の提出)

第8条 入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。内訳書を提出しない者は入札に参加できない。

- 2 内訳書に記載された価格と異なる価格での入札は認めない。
- 3 内訳書は、入札終了後、原則として入札参加者に返却する。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を大阪府に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書等の書換等の禁止)

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第11条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延

期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

第 12 条 開札は、代表者又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない府職員を立ち合わせるものとする。

2 当該開札では、入札価格が予定価格等の制限の範囲内にあるかを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行わない。予定価格等の制限の範囲内であるものとは、入札額総額が予定価格以下であり、かつ運転管理ほか業務費が運転管理ほか業務費上限額*以下であるものをいう。

※運転管理ほか業務費上限額とは本業の予定価格のうち、運転管理ほか業務費に相当する額をいう。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時まで所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者がした入札
- (8) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2 者以上の代理人である者のした入札
- (11) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札
- (12) 内訳書を提出しない者が提出した入札
- (13) 提出された内訳書に記載された価格と異なる価格でした入札
- (14) 入札金額と、入札金額の内訳の合計金額が異なる価格でした入札
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 開札から落札決定までの期間において、構成員のうち 1 者でも次のいずれかに該当した者
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第 1 の上欄に掲げる建設工種の種類のうち、「発注

概要書」に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。)

ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

エ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(2) 前各号に定めるもののほか、発注概要書等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第 15 条 予定価格等の制限の範囲内で入札書を提出した者で、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。落札候補者は、事後審査として誓約書と最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)を提出し、審査に合格した者を落札者とする。

2 府は、落札者と本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本業務における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、本事業の実施を目的とした特別目的会社(SPC)と包括管理事業契約(以下「事業契約」という。)を締結する。

(入札書の提出回数)

第 16 条 入札書の提出回数は原則として1回とする。ただし、開札の結果、予定価格等の制限の範囲内の入札がないときは再度の入札を行う。

(設計建設業務に係る契約の保証)

第 17 条 受注者は、この契約の締結と同時に、設計業務及び建設業務(以下総じて「設計建設業務」という。)に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次の(1)～(7)に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

(3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提

供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

3 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結

(運転管理ほか業務に係る契約の保証)

第 17 条の 2 受注者は、運転管理ほか業務の開始までに、運転管理ほか業務に係る契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次の(1)～(6)に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の 8 割に相当する金額による。

(3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

3 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 大阪府財務規則(昭和 55 年大阪府規則第 48 号)第 68 条第 3 号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請

(契約の締結等)

第 18 条 契約を締結する場合は、落札者は、基本協定書及び大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪府に提出した後、60 日以内に特別目的会社を設立し、大阪府と契約を締結しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 14 条第 1 号アからウまでのいずれかに該当した場合、又は契約締結時に大阪府が示した要件を満たす「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 14 条第 1 号エに該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前 2 項の規定により契約を締結しないときは、第 5 条第 2 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第 19 条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、第 2 条第 3 項の条件について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 20 条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。